## 人口戦略本部の設置について

令和7年11月18日 閣 議 決 定

- 1 こども・子育て政策を含む人口減少対策を総合的に推進するため、内閣に、人口戦略本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官

全世代型社会保障改革担当大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

本部員 デジタル行財政改革担当大臣、地域未来戦略担当大

臣、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、内閣 府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)その他内閣総理大臣が指名する国務

大臣

- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。